



第1部

平成27年度

男女共同参画社会づくりの
促進に関する施策の実施状況

(1) 第3次長野県男女共同参画計画の推進

県民一人ひとりが性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県をめざして、県では平成23年5月に、平成27年度を目標年度とする「第3次長野県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を実施してきました。

計画では、3つの重点的な取組(重点プロジェクト)と27項目の達成目標を掲げて、計画がめざす姿を県民の皆さんにイメージしていただきやすくしています。また、県が実施する男女共同参画社会づくりに関する総合的な施策を、11項目の基本目標と施策の展開で示しています。

以下に計画の概要と達成目標の進捗状況、計画に基づく平成27年度の施策の実施状況を掲載します。

第3次男女共同参画計画の概要

基本理念

「長野県男女共同参画社会づくり条例」の6つの基本理念を計画の基本理念とします。

①男女の人権の尊重

個人としての尊厳が尊重されること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること等

②生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

性と生殖に関し、男女が互いの意思を尊重し、健康な生活を営む権利が尊重されること

③社会における制度又は慣行についての配慮

制度や慣行が男女の自由な活動の選択を阻害しないよう配慮されること

④政策等の立案及び決定への共同参画

県その他の団体における政策、方針の立案・決定への参画機会の確保

⑤家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、子育てや介護など家庭生活の役割を円滑に果たし、かつ、職業生活等の活動ができること

⑥国際社会の動向を踏まえた取組

国際社会の動向を踏まえながら推進されること

※「長野県男女共同参画社会づくり条例」：男女共同参画社会づくりの基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めています。平成14年12月県議会において全会一致で可決成立。

計画の目標年次

平成27年度

(社会情勢の変化等により必要に応じて計画を見直します。)

計画の性格

「男女共同参画社会基本法」及び「長野県男女共同参画社会づくり条例」に基づいて、長野県が策定する男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画です。

計画は、県が直接行う取組にとどまらず、県民のみなさん、事業者のみなさん、市町村等の主体的な取組を期待しています。

重点プロジェクト

女性の活躍支援

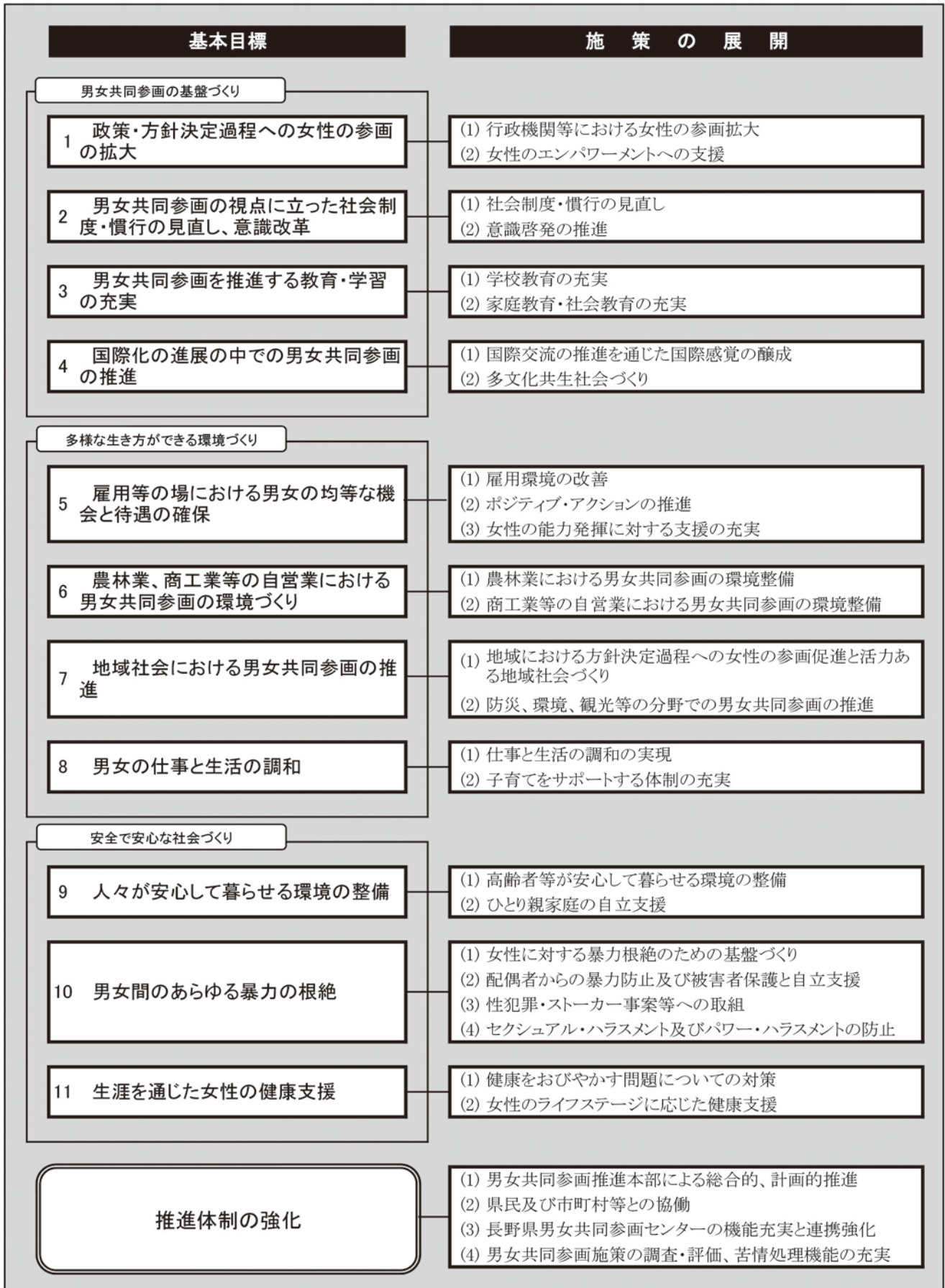
- 行政機関、自治会や防災などの地域組織等における政策・方針決定過程への女性の参画を促進
- 雇用の場におけるポジティブ・アクションの普及、女性の再就職等の支援

ワーク・ライフ・バランスの推進

- ワーク・ライフ・バランスの意義や取組の普及
- 子育てをサポートする体制の充実
- 男性にとっての男女共同参画についての理解の促進

県民との協働による男女共同参画意識の醸成

- 男女共同参画の理念の定着のための広報・啓発の推進
- 県民、市町村との協働、連携



第3次長野県男女共同参画計画達成目標

計画をより実効のあるものにするため、具体的で分かりやすい達成目標を設定します。

(県活動指標)

主として県の施策・事業や県と国・市町村の協働による行政活動によって実現をめざすもの

番号	基本目標	指標項目	基準値	(時点)	目標	(年度)	現状	(時点)
1	1	県の審議会等委員に占める女性の割合	27.1%	(H22.4)	50%	(H27)	43.5%	(H28.4)
2	1	県職員管理監督者(係長以上)に占める女性の割合	8.1%	(H22.4)	12%	(H28.4.1)	13.2%	(H28.4)
3	1	公立学校の管理職(校長、教頭)に占める女性の割合	小・中学校	(H22.5)	小・中学校	(H27)	小・中学校	
			12.1%		14%		15.1%	
			高等学校		高等学校		高等学校	
			4.6%		6%		7.9%	
4	3	県男女共同参画センター講座受講者数(平成23～27年度の累計)	1,100人	(H22年度)	6,000人	(H27)	8,857人	(H28.3)
5	6	農村生活マイスターの認定者数	889人	(H22.3)	1,040人	(H27)	1,036人	(H28.3)
6	8	子育て応援宣言の登録企業数	66社	(H22.12)	400社	(H27)	854社	(H27)
7	8	病児・病後児保育実施市町村数	15市町村	(H23年度)	19市町村	(H27)	20市町村	(H27年度)
8	8	延長保育事業実施箇所数	298箇所	(H21年度)	338箇所	(H27)	294箇所	(H25年度)
9	9	母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	80.7%	(H23年度)	80%	(H27)	78.2%	(H27)
10	10	DVに対応可能な相談員を設置している市	7	(H22.4)	19	(H27)	9	(H27)
11	10	デートDVの講習を実施した学校数(平成23～27年度の累計)	4校	(H21年度)	30校	(H27)	55校	(H28.3)
12	推進体制	男女共同参画条例を制定している市	17	(H22.12)	19	(H27)	19(100%)	(H28.4)
13	推進体制	男女共同参画計画を策定している市町村	48	(H22.4)	77	(H27)	52(67.5%)	(H28.4)

(県民指標)

県だけでなく、県民をはじめとする多様な主体の活動によって実現をめざすもの

番号	基本目標	指標項目	基準値 (時点)		目標 (年度)		現状 (時点)
1	1	県議会における女性議員の割合の全国順位	1位	(H21.12)	上位	(H27)	19位(H27.12)
2	1	市町村議会における女性議員の割合の全国順位	8位	(H21.12)	上位	(H27)	12位(H27.12)
3	2	「男女共同参画社会」という用語の認知度	74.1%	(H21年度)	100%	(H27)	75.3%(H26.11)
4	2	性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合	59.2%	(H21年度)	70%	(H27)	55.4%(H26.11)
5	5	企業における管理職に占める女性の割合	9.1%	(H22.4)	12%	(H27)	12.2%(H26.10)
6	6	複数の女性農業委員がいる市町村数	60	(H22.9)	77	(H27)	61(H27.9)
7	7	自治会長(区長)に占める女性の割合	1.0%	(H22.4)	10%	(H27)	1.1%(H28.4)
8	7	公民館長に占める女性の割合	6.8%	(H22.4)	15%	(H27)	6.6%(H28.4)
9	7	公立小・中学校のPTA会長に占める女性の割合	2.2%	(H22.4)	10%	(H27)	3.7%(H28.4)
10	8	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	45.7%	(H21年度)	60%以上	(H27)	56.6%(H26.11)
11	8	年次有給休暇取得率	44.4%	(H21年度)	57%	(H27)	41.5%(H26.12)
12	8	男性の育児休業取得率 (調査対象事業所:常用労働者10人以上)	0.8%	(H21年度)	5%以上	(H27)	2.3%(H27)
13	11	がん検診の受診率	乳がん 25.9%	(H22年度)	50%	(H29)	乳がん 39.2%(H25年度)
			子宮がん 26.8%				子宮がん 38.4%(H25年度)
14	11	成人における喫煙者の割合 (※)	男性 28.1%	(H22年度)	男性 22.0%	(H29)	男性 35.1%(H25年度)
			女性 5.6%		女性 4.0%		女性 6.5%(H25年度)

(※) 14の成人における喫煙者の割合は、H22年度とH25年度で集計方法が異なる。(H22:習慣的喫煙者 H25:習慣的でないものを含む)